

# 三重県職員採用にかかる動画作成及びSNS・Web広告による情報発信業務 業務委託仕様書

## 1 業務名及び適用範囲

三重県職員採用にかかる動画作成及びSNS・Web広告による発信業務（以下「本業務」という。）

本仕様書は、三重県人事委員会事務局（以下「委託者」という。）が業務受託者（以下「受託者」という。）に委託をして実施する本業務に適用する。

## 2 業務の目的

高度化・複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するため、新卒者だけでなく、中途採用も含めたそれぞれのニーズを的確に捉えた採用活動を行い、多様で有為な人材を確実に採用していく必要がある。

ターゲットの情報入手手段は多様化し、年代によっても異なるため、複数のスマートフォンアプリやウェブサイトに採用案内ホームページへ誘導する広告を出稿するとともに、これまで公務員を就職・転職先として考えてこなかった方や三重県へのU・Iターンを検討している方の印象に残るPR動画等を作成することで、効率的な受験者の確保につなげる。

また、来年度以降のSNS・Web広告による採用情報の発信を効果的に実施できるよう、本業務の効果検証を行う。

## 3 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

ただし、動画及びクリエイティブ作成については令和7年11月28日（金）まで

## 4 業務の内容

本業務の目的に即した効果的な情報発信を行うことができるよう、次に掲げる（1）のとおり動画等を作成し、（2）のとおり情報発信を行う。なお、動画の撮影場所の使用料等、業務遂行にあたり発生する費用はすべて委託料に含むものとする。

### （1）SNS・Web広告用動画及びクリエイティブ作成業務

以下に基づく動画及びクリエイティブを作成するものとする。

#### ① 内容

（ア）A試験（早期枠）の告知

（イ）三重県職員として働く魅力の発信（大学新卒者・第2新卒者向け 20代中心）

（ウ）三重県職員として働く魅力の発信（転職者向け 30代～40代中心）

② 用途

YouTube、Instagram 等での広告用

③ 尺・本数・形式

	動画	クリエイティブ
尺	動画 1 本あたり約 5 秒以上 ただし、(ウ) については 1 5 秒の動画も作成すること。なお、5 秒の動画と同内容でも可。	
本数	4 (1) ① (ア) ~ (ウ) それぞれ 1 本以上	4 (1) ① (ア) ~ (ウ) それぞれ 2 種類以上
形式	・実写を用いた動画 (アニメーション、CG 等の使用可)。ただし、三重県職員は出演しないものとする。 ・写真やスライドをつなげるだけのものは不可とする (4 (1) ① (ア) を除く)。	4 (2) ③の媒体に応じた適切なサイズのクリエイティブを作成すること。

④ 構成等

(ア) 20代から40代の視聴者の印象に残り、三重県職員として働く魅力が十分伝わるようなものであること。

(イ) 動画については、冒頭の数秒で三重県職員の募集であることが判然とする構成であること。

(ウ) 動画及びクリエイティブの作成にあたっては、ターゲットが魅力を感じるデザイン及びキャッチコピーを提案すること。

⑤ 納品について

(ア) 納品期限

令和7年11月28日(金)

(イ) 納品場所

三重県人事委員会事務局(津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館4階)

(ウ) 納品状態

YouTube等のSNSにおいて配信が可能なようにデータを編集して記録した電子データをUSB等で納品すること。

⑥ 留意事項

(ア) 動画の作成に当たり、構成・脚本・絵コンテ・香盤表等を委託者へ提出し、協議の上、決定すること。

(イ) 撮影に際して、撮影ロケは1日以上とすること。

(ウ) 動画制作にあたっては、新規撮影・制作を原則とすること。ただし、制作期間中に撮影が困難なシーンが必要な場合は、委託者と協議のうえ受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いを含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。

- (エ) 制作する動画は、ウェブページやYouTube、InstagramなどのSNSや動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とし、フルHD以上の解像度の動画を制作すること。
- (オ) 撮影に係る調整は、すべて受託者が行うこと。撮影に際し許可等が必要な場合は、受託者が手続きを行うこと。
- (カ) 完成までに3回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (キ) 動画の作成については、動画の構成・撮影・編集・ディレクション等、一切の業務を含むこととする。
- (ク) 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。

## (2) SNS・Web広告によるPRの情報発信

リンク先へ効果的に誘導することを目的として、スマートフォンアプリやウェブサイト(以下「媒体」という。)に広告出稿をすること。併せて、リンク先ページも受託者が作成すること。

### ① ターゲット層

(ア) A試験(早期卒)の受験可能年齢層

受験資格 : 22歳～34歳

試験申込期間: 令和8年1月下旬から2月下旬まで(予定)

(イ) 県職員を志望していないが、今後採用試験の受験が見込める層(新卒、転職含む)

### ② 発信期間・地域

期間: 令和7年12月～令和8年2月

地域: 三重県全域のほか、三重県外の適切な配信地域を提案すること

### ③ SNS・Webの種類

媒体は、YouTube、Instagramの2種類とすること。配信用アカウントの開設は受託者が行うこと。なお、本業務により最適な媒体があれば、YouTube、Instagramとは別に提案可能とする。

### ④ リンク先(LP)の作成

試験に関する情報(申込期間、試験内容等)及び三重県職員として働く魅力を掲載するとともに、魅力的なデザインを用いたWebページとすること。また、リンク先ページの内容をユーザーが読んで理解できるようにすること。作成したWebページは、受託者が保有又は利用するサーバに配置すること。

### ⑤ 留意事項

(ア) 広告料については、4(3)①に記載の本業務の目標(KPI)を十分に達成できる金額とすること。なお、金額の設定にあたっては、事前に委託者へ提案のうえ、了承を得ること。

(イ) 本業務の実施に伴い、本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、SNSを事業活用するうえでのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には速やかに委託者へ報告し、必要な対応を行うこと。

### (3) 業務実施後の効果検証

- ① インプレッション数やクリック数など、適切なKPIを設定すること。そのKPIに基づき、業務の成果や課題等についての効果検証を令和7年12月から令和8年2月(以下「SNS・Web広告実施期間」という。)に行い、報告書を作成すること。
- ② 報告書の作成にあたっては、SNS・Web広告実施期間において、10日に1回程度の効果検証を報告するとともに、SNS・Web広告実施期間全体としての効果検証の結果を取りまとめること。
- ③ 10日に1回程度の効果検証に基づき、必要に応じて委託者と協議の上、広告の配信地域等を変更することも可能とする。
- ④ 次年度以降も、委託者がSNS・Web広告によって効果的に三重県職員に関する情報を発信するための提案を取りまとめること。

### (4) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、委託者と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

## 5 納品する成果物等

4(3)②の10日に1回程度の効果検証を除き、本業務の終了後、令和8年3月24日(火)までに業務実績に係る報告書を2部提出すること。また、報告書とは別に4(1)で制作した動画及びクリエイティブをUSB等の電子媒体に収録して提出すること。

### (1) 報告書記載事項

- ① SNS・Web広告の概要(独自提案による取組を実施した場合にはその概要も含む)
- ② 4(3)に基づく業務の効果検証(次年度以降への提案も含む)

### (2) 提出先

三重県人事委員会事務局(津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館4階)

## 6 県との調整

業務の実施にあたっては、委託者との打ち合わせや調整を十分に行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務の進捗状況について報告すること。

## 7 業務実施体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## 8 その他

(1) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果物品中のデータや写真、イラストなどについては委託者が作成する印刷物やホームページなどに自由に使用できるものとする。

(3) 著作者は成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) (2) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が、受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。

(5) 成果品等のうち、(2) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。

(6) 成果品等のうち、(2) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品等を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて、当該第三者の許諾を得るものとする。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

(7) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用又は改変する場合は、書面等により委託者に届け出るものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(8) 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

(9) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

- (10) 再委託を行う場合は、事前に委託者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- (11) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (12) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。